

表題部 (土地の表示)		調製	平成12年10月26日	不動産番号	2702000274276
地図番号	845-63	筆界特定	余白		
所在	境港市渡町字中小堀			余白	
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1910番3	畑	773		1910番から分筆 〔昭和46年3月29日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成12年10月26日	
余白	宅地	773 28		②③昭和47年12月1日地目変更 〔平成24年9月19日〕	
余白	余白	353 92		③錯誤 ③1910番3、1910番4に分筆 〔平成26年12月16日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成8年11月27日 第27400号	原因 平成8年3月29日売買 所有者 鳥取県 順位3番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成12年10月26日

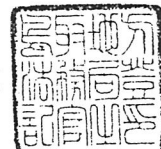


これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

(鳥取地方法務局米子支局管轄)
令和3年10月20日
鳥取地方法務局

登記官

渡邊徹志郎



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

表題部 (土地の表示)		調製	平成12年10月26日	不動産番号	2702000274283
地図番号	845-63	筆界特定	余白		
所在	境港市渡町字中小堀			余白	
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1912番5	畑	134		1912番1から分筆 〔昭和46年3月29日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成12年10月26日	
余白	宅地	134 32		②③昭和45年10月30日地目変更 〔平成24年9月19日〕	
余白	余白	144 30		③錯誤 〔平成26年12月16日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成8年11月27日 第27400号	原因 平成8年3月29日売買 所有者 鳥取県 順位3番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成12年10月26日



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

(鳥取地方法務局米子支局管轄)
令和3年10月20日
鳥取地方法務局

登記官

渡邊徹志郎



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

表題部 (土地の表示)		調製	平成12年10月26日	不動産番号	2702000274284
地図番号	845-63	筆界特定	余白		
所在	境港市渡町字中小堀			余白	
①地番	②地目	③地積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
1912番6	畑	218		1912番1から分筆 〔昭和46年3月29日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成12年10月26日	
余白	宅地	218 61		②③昭和46年11月25日地目変更 〔平成24年9月19日〕	
余白	余白	237 12		③錯誤 〔平成26年12月16日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成8年11月27日 第27400号	原因 平成8年3月29日売買 所有者 鳥取県 順位3番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成12年10月26日



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

(鳥取地方法務局米子支局管轄)
令和3年10月20日
鳥取地方法務局

登記官

渡邊徹志郎



表題部 (土地の表示)		調製	余白	不動産番号	2702010108994
地図番号	845-63	筆界特定	余白		
所在	境港市渡町字中小堀			余白	
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1910番5	雑種地	11		不詳 〔令和6年1月22日〕	
所有者	境港市				

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	令和6年1月26日 第931号	所有者 境港市
2	所有権移転	令和6年3月29日 第4655号	原因 令和6年3月26日売買 所有者 鳥取県



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

(鳥取地方法務局米子支局管轄)

令和6年4月23日

鳥取地方法務局

登記官

廣 兼 昌 久



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K45678 (1/1) 1/1